

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月9日(水) 午前9時57分から午前10時19分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 20人
会長 1番 吉田 幸夫 委員
会長代理 5番 田邊 洋樹 委員
会長代理 21番 白神 勇 委員
委員
2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員
6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 9番 野口 國治 委員
11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員
14番 平井 正敏 委員 15番 中西 公仁 委員 17番 矢野 秀典 委員
18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員
22番 井上 保邦 委員 24番 小山 智子 委員
- 4 欠席委員 3人
8番 山地 康弘 委員 16番 藤原 安信 委員 23番 難波 朋裕 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員
7番 山本 義弘 委員 14番 平井 正敏 委員 21番 白神 勇 委員
22番 井上 保邦 委員
- 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り止めについて

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第7号 市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 富山 典子 事務局主幹 塩見 雅子
事務局主幹 日下部 啓司 事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時57分)
事務局 吉井副参事	<p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻前ですが、ただ今から6月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和3年6月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は20名です。</p> <p>在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号6番武本章吾委員と議席番号7番山本義弘委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の塩見主幹と成田主幹を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>塩見です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて21件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、貸借権設定が1件、所有権移転が20件です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から21番について調査票をもとに説明】</p> <p>ご覧いただいているとおり、今回は特に問題となる案件はありませんでした。</p> <p>今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の21件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から21番について許可、と決定いたします。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

富山です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に4件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

まず、1番についてですが、転用目的は、農地を造成して農機具置場とするものですが、現在の状況を調査したところ、申請人は農業用倉庫を所有しており、それに農機具はすべて格納されていることがわかりました。このため、新たに申請地を農機具置場とすることについて、必要性があるとは言い難い状況でした。

したがって、この件は、農地法第4条第6項の許可できない要件である「申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められず、申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと」に該当します。

この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、農業用倉庫を所有している状況で、本当に農機具置場が必要なのかを再度確認するため、保留とのことでした。

その他の3件につきましては、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました4件について、1番は保留、残りの3件は許可意見とのことでした。

許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の4件のうち、1番は保留、ほか3件は許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番は保留、2番から4番について許可、と決定します。

続きまして、6頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>【 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明 】 富山です。説明をさせていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から8頁にかけて12件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました12件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた12件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この12件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の12件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から12番について許可、と決定します。 続きまして、9頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、山本委員、平井委員、白神委員、井上委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (山本、平井、白神、井上 委員 退席) それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】 塩見でございます。それでは説明をさせていただきます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、9頁から25頁にかけて76件の計画が、農業委員会に提出されました。 利用権の種類の内訳は、賃貸借が25件、使用貸借が51件でございます。 また、利用期間の更新は22件、更新切れを含む新規は55件でございます。 計画件数と更新・新規の件数が1件相違しておりますが、1枚の申出書に更新と新規が1筆ずつあったものでございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが14件、JA晴れの国岡山によるものが6件、一般法人によるものが1件、その他は個人でございます。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。 議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、76件とも承認が相当と判断します。 なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p>

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、4名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた4名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、26頁をご覧ください。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】
富山です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。

26頁から27頁1番から4番までの4件の申請がありました。

現地を確認したところ全てにおいて、畑や稲作の作付けができる状態であり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、全て農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

従いまして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の4件は、全件承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第5号は、全件承認と決定します。続きまして、28頁をご覧ください。

議案第6号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び36頁議案第7号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第6号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」議案第7号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の説明】
塩見でございます。それでは説明させていただきます。

28頁をご覧ください。議案第6号の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活

	<p>動の点検・評価について」及び36頁、議案第7号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」でございますが、本件は、農林水産省経営局からの通知により、農業委員会は「毎年度当該年度の活動に対する点検・評価を行い、目標とその達成に向けた活動計画を作成する。」とされていることからご審議をお願いするものでございます。</p> <p>28頁から38頁の活動の点検・評価及び活動計画につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、この件に関しまして、ご意見・ご質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>【質問なし】</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、議案第6号及び議案第7号について承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第6号及び議案第7号を承認と決定します。</p> <p>審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。</p> <p>報告第1号から、報告第7号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号から第7号について報告・説明】</p> <p>日下部です。報告いたします。</p> <p>39頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、39頁から46頁にかけて20件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に47頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、47頁から48頁にかけて8件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に49頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、49頁から56頁にかけて35件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に57頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが57頁から58頁にかけて8件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に59頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第3条の規定による許可の取り止めについて」でございますが</p>

59頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

次の60頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが60頁に1件の取り下げ書が農業委員会に提出されました。

次に61頁をお開きください。

報告第7号「市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について」でございますが61頁に1件の証明願が農業委員会に提出されました。この案件につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局において、農地法第5条届出事務に準じて審査・確認を行い、事務局長専決で証明書を交付しております。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議長 事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員 【質問なしの声】

議長 ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号については、すべて確認、了承いただきました。

以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

吉井副参事 【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

（次回総会の日程案内など連絡）

以上です。

議長 ありがとうございました。
皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は7月14日（水）です。

ご出席のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

（閉会 午前10時19分）

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年6月9日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員